

2022 年 1 月 31 日

## Contents

- I. 確約手続の運用
- II. 企業結合事案のリファールに関する欧州委員会の新たなアプローチ
- III. 中国独占禁止法の改正案の公表
- IV. 2021 年 7 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

## I. 確約手続の運用

弁護士 石田 健 / 弁護士 新藤 友理

### 第1. 確約手続の概要

確約手続は、独占禁止法違反の疑いのある行為について、公正取引委員会（以下「公取委」という。）が確約手続を開始することとした場合には、事業者が策定した確約計画を公取委に申請し、公取委が当該確約計画の内容（以下「確約措置」という。）の実施により問題が解消すると判断すれば、公取委は確約計画を認定し、違反を認定することなく事件審査を終了する制度である。

実務上、公取委の担当審査官と違反被疑事業者との間で、確約手続の対象となるか否かの照会、確約手続を利用する場合の確約措置の内容、確約措置を実施する時期等について協議を重ね、実効的かつ履行可能な確約計画を入念に策定することになる。

確約手続の対象となる行為類型や確約手続の流れについては、バックナンバーを参照されたい<sup>1</sup>。

### 第2. 確約手続を利用することの利点

確約手続は、公取委が違反事実を認定するための調査を終えていない段階で、違反認定を前提とせず、公取委と事業者との間の合意によって事業者が違反の疑いを自主的に解決する制度である。そのため、事業者が提案した確約計画が公取委から認定されれば、公取委から認定を受けた確約措置を実施している限り、当該違反被疑行為に対する排除措置命令や課徴金納付命令といった行政処分は行われない。そのため、課徴金納付命令の対象となる行為類型が違反被疑行為とされた事案では、課徴金を免れることができる。

それにとどまらず、確約手続は事業者の通常の事業活動を継続することを可能とする方法にもなり得る。すなわち、国や地方自治体を実施する入札においては、独占禁止法に違反したことが指名停止基準として定められ

<sup>1</sup> [https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins8\\_pdf/181210.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins8_pdf/181210.pdf)

ていることが多いところ、確約計画が公取委から認定されれば、公取委から正式に違反行為を認定されないため、指名停止を免れる余地がある。同様に、取引先事業者から損害賠償請求や違約金請求を受ける可能性が非常に低くなるほか、仮に請求された場合でも公取委の認定を根拠とされることがなくなる。

### 第3. これまでに認定された確約計画と違反被疑行為

2018年12月30日の運用開始から2022年1月までに確約計画が認定された事案は、以下表のとおり8件存在する。

確約手続導入後に不公正な取引方法に該当する違反被疑行為に対して排除措置命令が発出されたのは、再販売価格拘束事案2件のみである<sup>2</sup>。また、楽天株式会社に対する件で初めて確約計画が認定されて以降、不公正な取引方法に該当する違反被疑行為に対して排除措置命令が発出された事例はなく、不公正な取引方法に関する事案については確約手続が積極的に活用されている。

また、ゲンキー株式会社及びアマゾンジャパン合同会社に対する件の優越的地位の濫用事案における確約計画には、金銭的価値の回復措置が含まれている。すなわち、ゲンキー株式会社に対する件においては従業員等の派遣要請に対して、アマゾンジャパン合同会社に対する件については支払代金の減額、協賛金等の提供要請及び返品に対して、それぞれ納入業者に金銭的価値の回復措置が採られている。排除措置命令や課徴金納付命令が発出される事案では、金銭的価値の回復措置を採ることを事業者に対して命じた先例はないため、この点で大きな特徴がある。

| 申請者                     | 公取委の<br>調査開始日 | 確約計画認定日     | 違反被疑行為           |
|-------------------------|---------------|-------------|------------------|
| 日本アルコン株式会社 ※            | 2019年6月11日    | 2021年3月26日  | 拘束条件付取引          |
| ビー・エム・ダブリュー<br>株式会社     | 2019年9月11日    | 2021年3月12日  | 優越的地位の濫用         |
| 株式会社シード ※               | 2019年6月11日    | 2020年11月12日 | 拘束条件付取引          |
| アマゾンジャパン合同会社            | 2018年3月15日    | 2020年9月10日  | 優越的地位の濫用         |
| ゲンキー株式会社                | 2018年11月7日    | 2020年8月5日   | 優越的地位の濫用         |
| クーバービジョン・ジャパン<br>株式会社 ※ | 2019年6月11日    | 2020年6月4日   | 拘束条件付取引          |
| 日本メジフィジックス株式会社          | 2018年6月13日    | 2020年3月11日  | 排除型私的独占、<br>取引妨害 |
| 楽天株式会社                  | 2019年4月10日    | 2019年10月25日 | 拘束条件付取引          |

※いずれも同一日に公取委による調査が開始された事案

### 第4. 確約手続と審査(調査)打切りとの相違点

公取委が調査を開始したものの、違反行為が認められない又は違反の疑いが解消された等の理由により、審

<sup>2</sup> アプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社に対する件(2019年7月1日)及びコンビ株式会社に対する件(2019年7月24日)

査(調査)が終了される場合がある(いわゆる「審査(調査)打ち切り」)。例えば、最近の事案では、楽天グループ株式会社が楽天市場に出店している出店事業者に対して「共通の送料込みライン」に参加していない店舗を不利にする取扱いを示唆するなどしたとして、公取委は優越的地位の濫用の疑いで審査を開始したものの、楽天グループ株式会社による改善措置の申出を受けて、2021年12月6日、審査を終了することを公表した<sup>3</sup>。

審査(調査)打ち切りは、公取委から競争上の問題があるとされた行為を事業者が自発的に取りやめる点で確約手続と共通するものの、確約手続とは異なり、法的措置案件ではない非公式な事件処理であるため、公取委はいつでも当該違反被疑行為の審査(調査)を再開することができる。それに対して、確約手続の対象となった違反被疑行為については、確約措置を履行している限り、当該違反被疑行為の審査(調査)を再開することはできない点で大きく異なる。

また、確約計画の認定を受けた事案では、公取委策定の「確約手続に関する対応方針」に従って、違反被疑行為及び確約計画の概要がそれぞれ公取委のホームページにおいて公表される。他方、審査(調査)打ち切りでは、事業者が申し出た改善措置の内容に加え、公取委による「審査事実」として、より詳細な違反被疑行為の事実関係や周辺事実、そして事業実態等の背景事情なども同ホームページ上で公表され、併せて当該違反被疑行為がどのような点で独占禁止法上の問題があるかについても公表される点で異なっている。

## Ⅱ. 企業結合事案のリファールに関する欧州委員会の新たなアプローチ

弁護士 バシリ ムシス / 弁護士 西向 美由 / 弁護士 ドウマ 真一

### 第1. EU 企業結合規則第 22 条に関する新たな指針

2021年3月26日、欧州委員会(「EC」)は、EU 企業結合規制の手続及び管轄に関する評価(「本評価」)の結果をまとめた文書(「スタッフ・ワーキング・ペーパー」)<sup>4</sup>を公表した。

本評価では、売上高に基づく各国の基準は、EC 及び EU 加盟国の国内競争当局(「NCA」)間における事案のリファールメカニズム(EC の届出基準を満たさない企業結合について、EU 加盟国からの要求、又は EC からの要求により EC が審査する仕組み)と結びつくことで、基本的には重要な企業結合を捕捉する効果を有するものの、非常に有力な又は支配的ですからあるプレーヤーが、売上高が僅か又は全くないが買収されなければ市場で重要な競争上の役割を果たした可能性がある企業の買収を行った企業結合事案においては、その多くで EC 及び NCA 双方の審査を免れたことが示された。

この問題に対処するため、EC は同日、EU 企業結合規則(「EUMR」)第 22 条に関する新たな指針(「本指針」)<sup>5</sup>を公表した。

EUMR 第 22 条では、EC の届出基準を満たさない企業結合について、EU 加盟国からの要求等により、EC の審査を必要とする場合について規定されている。この EUMR 第 22 条のリファールメカニズムは当初、国内の企業結合規制制度を持たない EU 加盟国が EC に事案をリファールできるように設計されていた。しかし、本指針において、EC は、イノベーションが競争の重要なパラメーターであり、新たに発売される製品が急速に重要性を増す可能性があるハイテクや医薬品のようなセクターにおいて、審査対象外の事案を捕捉するために EUMR 第 22 条が利用されるようになり得ることを示している。これらのセクターでは、新興の競争事業者や技術が、たとえ企業

<sup>3</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211206.html>

<sup>4</sup> [https://ec.europa.eu/competition/consultations/2021\\_merger\\_control/SWD\\_findings\\_of\\_evaluation.pdf](https://ec.europa.eu/competition/consultations/2021_merger_control/SWD_findings_of_evaluation.pdf)

<sup>5</sup> [https://ec.europa.eu/competition/consultations/2021\\_merger\\_control/guidance\\_article\\_22\\_referrals.pdf](https://ec.europa.eu/competition/consultations/2021_merger_control/guidance_article_22_referrals.pdf)

結合時点での売上高が僅かなものであったとしても、重大な競争上の意義を有することがある。

本指針では、以下の企業を対象とする取引を含めて、リファーマル対象となる例を非網羅的に記載している。

- i. 大きな収益を生み出すビジネスモデルを開発若しくは実施する段階に至っていない(若しくは、そのようなビジネスモデルを実施する初期段階にある)ものの、潜在的に高い競争力を有するスタートアップ企業や新規参入企業
- ii. 重要なイノベーターであるか、潜在的に重要な研究を行っている企業
- iii. 実際に、若しくは潜在的に重要な競争力を有する企業
- iv. 競争上重要な資産(原材料、インフラ、データ、知的財産権等)にアクセスできる企業、及び／又は
- v. 他の産業にとって不可欠の部品若しくは構成要素となる商品やサービスを提供している企業

本指針では、取引価額に基づく特定の基準はないが、売主の受け取る対価が現在の買収対象者の収益と比較して特に高額であるか否かを EC が考慮することを明確にしている。

本指針では、手続的な観点から、EC が各 NCA と緊密に連携して、EUMR 第 22 条に基づく潜在的なリファーマル対象となり得る企業結合を特定するとしており、この点に関して、EC は各 NCA と情報交換を行うことができる。また、企業結合の当事会社は、EC が当該企業結合についてリファーマルの「適格性がある」と考えるか否かについて早期に判断を受けられるよう、実施予定の取引に関する情報を自発的に提供することができる。また、本指針では、リファーマル対象となり得る取引を EC 又は各 NCA に通知できる主体には第三者も含まれる旨が記載されている。

EUMR 第 22 条では、NCA は、取引が「明らかになった」日から、15 営業日以内にリファーマル要請を行わなければならないとされている。また、本指針において、「明らかになった」とは、リファーマルの審査に関連する基準の存在について事前審査を行うために十分な情報を取得したことを意味するものと解すべきことが明記されている。どのような状況があれば当該要件が満たされるのかについては、今後の実務により決定されていくものと思われる。他の NCA は、EC が最初の要請を各 NCA に通知した時点から 15 営業日以内に当該要請に参加することができる。EC は、他の NCA がリファーマル要請に参加することができる 15 営業日の期間終了から 10 営業日以内に企業結合の審査実施の決定をすることができる。

EC は、リファーマル要請を検討する場合は可及的速やかに関係当事会社に通知するものとされている。かかる通知は、取引の実施に関し、何らかの措置を当事会社に直ちに義務付けるものではないが、EC がリファーマル要請を受理した旨を関係当事会社に通知した日から待機義務(すなわち、取引をクローズしない義務)が適用される。

クローズ済みの取引については、本指針において、クローズ後の経過期間が EC の考慮対象要素となる旨が記載されており、通常、企業結合の実施から 6 か月以上が経過した場合には、リファーマルは適切なものとは判断されないが、企業結合の実施が公表されていない場合には、この 6 か月の期間は、当該企業結合に関する重要な事実が EU 域内において公表された時点から起算するものとされている。また、本指針では、EC が、例えば潜在的な競争上の懸念の重大さや消費者への潜在的な悪影響に基づいて、時機に遅れたリファーマルを受理することができる旨を明記しているが、審査にかかるタイムフレームについては、ほとんど明らかになっていない。

本指針で示された内容は、EUMR や加盟国の基準を満たさない取引を含むいかなる取引も EC の審査対象となる可能性をもたらし、当事会社が EC の審査完了を待たずに取引を実施した場合には、ガン・ジャンピング問題が生じ得ることを意味する。したがって、今後は、特にハイテクや医薬品のようなセクターにおいて、これまでであれば競争法の審査を受ける可能性が低かった企業結合についても、EC の企業結合審査を受けるリスクを考慮する必要があると考えられる。

## 第2. Illumina – GRAIL

ECの方針変更の対象となった最初の取引は、Illuminaが計画した71億ドルでのGRAILの買収である。GRAILは、無症状患者のがんをDNAシーケンシングを用いて検出する多発癌の早期発見検査を開発するバイオテクノロジー企業である。Illuminaは2016年にGRAILを設立し、買収前に既に同社の株式を14.5%を所有していた。

2021年2月19日、ECは、上記取引がEUMRやEU各国内の届出基準を満たしておらず、またGRAILがEU域内で収益を上げていないにもかかわらず、各NCAに対しIllumina/GRAIL取引のリファールを要請するよう求めた。2021年3月9日、フランスのNCAはEUMR第22条に基づきECにIllumina/GRAIL取引に関するリファール要請を行い、その後、ベルギー、ギリシャ、オランダ、アイスランド及びノルウェーも当該要請を支持した。Illuminaは、オランダ及びフランスのNCAの決定に対して、国内の裁判所に訴訟を提起したが、それぞれ2021年3月31日及び同年4月1日に棄却された。

2021年4月19日、ECは、6つのNCAから提出されたリファール要請を受理し、Illuminaに対して、ECからクリアランスを受けるまでEUMR第7条に基づく待機義務の対象となっていたGRAILの買収について届出を行うよう求めたことを発表した。その後、2021年4月28日、Illuminaは、上記のリファールを受理するというECの決定に対して、一般裁判所に訴訟を提起し、ECには当該取引を審査する権限がなく、リファールの受理は期限経過後(取引発表の7か月後)に行われたと主張した。また、ECはIlluminaの正当な期待と法的確実性に反して行動していると非難し、各NCAに対するリファールの要求はECが2021年3月に本指針を公表する前に行われたと主張した。

2021年7月22日、ECは、予定された買収がシーケンシング技術を用いた癌検出検査の開発及び製品化に関する新興市場における競争及びイノベーションを抑制することを懸念して、当該取引に関する詳細審査(通称「Phase II」審査)を開始した。

上記の待機義務にもかかわらず、Illuminaは、ECによる審査の係属中に、GRAILの買収を2021年8月18日に完了させることを決定した。これは、IlluminaがGRAILとの契約において、ECによる調査終了前に設定された特定の期日までに取引をクローズすることを義務付けられていたためである。また、Illuminaは、GRAILがEUに事業を有しておらず、EUMR及び加盟国の届出基準が満たされていないことから、ECには当該企業結合を審査する権限がないと考えていた。もっとも、Illuminaは、ECによる詳細審査の間、GRAILの独立性を維持することを自発的に約束した。

GRAILの買収を実行するというIlluminaの決定を受けて、ECは2021年8月18日、EUMR第7条に基づく待機義務違反について、ガン・ジャンピングの疑いでIlluminaに対する調査を実施することを決定した。

また、2021年10月29日、ECは、ビジネス上の機密情報の共有の禁止等、効果的な競争条件を回復かつ維持し、独立企業同士の取引関係を維持し、当該取引が域内市場に適合しないとECが判断し取引が解消された場合に備えて取引の代替案を策定するために、いくつかの暫定措置(「interim measures」)を実施した。ECが、企業結合手続完了前の企業結合の実行に対し、暫定措置を実施したのは、今回が初めてである。暫定措置は、ECによる企業結合審査が終了するまでの間、当事会社の不可逆的な統合のみならず、取引による回復できない競争上の悪影響を防止することも目的としている。ECは、2022年2月4日までに詳細審査の決定を行うこととなっており、暫定措置は、ECが当該詳細審査の最終決定を行うまでの間、適用される。

本件に関する様々な手続の結果が、EUMR第22条に基づく今後のリファールメカニズムに重大な影響を及ぼすことは間違いない。企業結合の当事会社は、本指針を十分に理解し、取引関連文書において、取引の確実性、取引のタイミング、想定されるリファール要請のリスク等の問題に対処する準備を整える必要がある。

### Ⅲ．中国独占禁止法の改正案の公表

弁護士 矢上 浄子

中国独占禁止法(以下「独禁法」という。)の改正案(以下「本改正案」という。)が 2021 年 10 月 19 日の全国人民代表大会常務委員会第 31 次会議での審議に付され<sup>6</sup>、同 23 日、本改正案の意見募集稿が全人代のウェブサイト上で公表された。2008 年 8 月 1 日の施行以来、中国経済の急速な発展を背景に、独禁法の改正はこれまでも幾度となく議論されてきたが、改正プロセスもいよいよ大詰めを迎えており、早ければ本年初頭には改正が成立すると見込まれている。また、2021 年 11 月 18 日には独禁法の執行当局である国家市場監督管理総局反独占局が「国家反独占局」として再編成された。かかる執行当局の「格上げ」により、今後独禁法の執行がさらに強化されると見る向きもあり、今後の動向には引き続き注意が必要である。

本改正案の改正点は多岐にわたるが、実務の観点から特筆すべきものとして、独占協定におけるセーフハーバーや適用除外の導入、「ストップ・ザ・クロック」の導入を含む事業者結合審査制度の改正、違反行為に対する処罰の拡大・強化などが挙げられる。このほか、プラットフォーム事業者等による市場支配的地位の濫用行為が追記されたほか、違反事業者に対する民事公益訴訟制度が新設されていることなども注目に値する。なお、2020 年 1 月にも、国家市場監督管理総局から独禁法改正案の意見募集稿(以下「2020 年改正案」という。)が公表されているが、本改正案には 2020 年改正案に含まれない内容も少なからず盛り込まれており、今後常務委員会での審議や意見募集の結果も踏まえさらに修正される可能性がある。よって、本改正案が現在の内容のまま公布に至るとは限らないが、独禁法の改正状況をフォローすることは改正後の運用を探るうえでも重要な意義があることから、本改正案の主な内容について解説したい。

#### 第1．独占協定規制における改正

##### (1) セーフハーバーの導入

中国の独禁法上、カルテルなどの競合者間の合意(水平的協定)と、取引相手への再販売価格の固定などの行為(垂直的協定)は、いずれも「独占協定」として禁止されている(13 条、14 条)。かかる禁止規定には適用除外も設けられているが(15 条 1 項)、その場合には事業者自ら競争制限効果がなく、消費者が利益を享受できることを証明しなければ、適用除外の対象とならないとされており(同 2 項)、実務にとっては厳しい内容となっていた。本改正案では、事業者の関連市場におけるシェアが一定の基準を下回る場合には禁止規定を適用しないという、いわゆる「セーフハーバー」が設けられている(本改正案 19 条)。セーフハーバーとなるシェア基準は本改正案では規定されておらず、追って下位規則等により定められることになる<sup>7</sup>。もともと、セーフハーバーに該当する独占協定であっても、それが競争を排除又は制限することが証明された場合には、引き続き禁止規定が適用されることになるため(本改正案 19 条但書き)、セーフハーバーが導入されたとしても実際の運用には注意が必要である。

<sup>6</sup> <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202110/512cd30239f2492e9ef079500ea9f1a0.shtml>

<sup>7</sup> セーフハーバーの概念は、下位規定・ガイドラインにおいて既に採用されている。例えば、「自動車分野に関する独占禁止ガイドライン」によれば、自動車分野において関連市場におけるシェアが 30% 以下である場合は、垂直的独占協定について「顕著な市場支配力を有しない」と推定される。また、「知的財産権の濫用による競争排除又は制限行為の禁止に関する規定」によれば、競合事業者の関連市場におけるシェアの合計が 20% 未満、又は事業者及びその取引相手の関連市場におけるシェアがいずれも 30% 未満である場合には、独占協定と認定されない余地があるとしている。

## (2) 垂直的独占協定の適用除外

独禁法上、取引相手に対する再販売価格の固定及び最低価格の設定は垂直的独占協定として禁止されているが(17 条)、本改正案では、競争を排除又は制限する効果のない行為であることが証明できれば、かかる規制が適用されないことが明記された(本改正案 17 条 2 項)。この点も、これまでのフランチャイズなどの多様なセールモデルやブランド間競争のニーズなどに配慮したものと考えられる。

## (3) ハブ・アンド・スポーク型カルテルに対する規制

現行法では、独占協定の処罰の対象となるのは協定の当事者か団体内の独占協定を組織した事業者団体のみであり(16 条)、これらに該当しない関与者は処罰の対象とされていなかった。本改正案では、カルテルの組成に対し実質的な支援を提供した事業者(いわゆるファシリテーター)も規制の対象となることが明記された(本改正案 18 条)。かかる改正により、ハブ・アンド・スポーク型カルテルのように、直接の関わりがない事業者間のカルテルを組織した中間業者など、いわゆる「ハブ」に当たる事業者も処罰の対象となりうることになる。

# 第2. 事業者結合規制における改正

## (1) 届出基準未達の結合行為に対する調査

現行法では、一定の売上基準を満たす結合行為に対し執行当局への事前届出が義務づけられているが(21 条)、基準に満たない結合行為が規制の対象となるかどうかは明らかにされていなかった。本改正案では、届出基準に満たない結合行為であっても、競争制限・排除効果又はそのおそれがあるものについては、執行当局による調査の対象となることが明記された(本改正案 26 条 2 項)。かかる改正が施行されれば、中国国内での売上が大きくないインターネット事業者等にまで調査の手が及ぶこともありうると思われる。

## (2) 審査期間不算入制度(ストップ・ザ・クロック)の導入

現行法下における事業者結合届出の審査期間は最長 180 日(1 次審査 30 日、2 次審査 90 日、60 日間の延長期間の合計。25 条、26 条)であるが、本改正案では、以下の事由がある場合に審査期間の進行を中断する、いわゆる「ストップ・ザ・クロック」制度が設けられている(本改正案 32 条)。

- ① 事業者が規定に従い文書及び資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができなくなった場合
- ② 事業者結合の審査に重大な影響を及ぼす新たな状況又は事実が発生し、事実確認を要する場合
- ③ 事業者結合に付される制限的条件について、さらなる評価が必要であり、事業者がこれに同意した場合

これまで、審査が長期化し、法定の審査期間内に審査が完了する見込みがない場合には、当事者の側で一旦届出を撤回して再度出し直す、いわゆる「プル・アンド・リファイ」による対応が行われていたが、この改定が施行されれば、執行当局の都合で一方向的に審査期間が中断され、審査が無節制に長期化しないかが懸念される。

### (3) 特定の産業分野における審査の強化

本改正案では、事業者結合の審査を強化すべき分野として、「民生、金融、科学技術、メディア」が挙げられている(本改正案 37 条)。ここでいう「審査の強化」が何を意味するかは明らかではないが、比較法的に見ても特定分野の審査レベルを強化することが独占禁止法で明記されることは珍しい。この規定を根拠に産業政策を重視した運用がなされないか、注意が必要と思われる。

## 第3. 過料の高額化・処罰対象の拡大

### (1) ガンジャンピングに対する過料の高額化

本改正案では、全般的に過料(中国語では「罰款」。「制裁金」と訳されることもある。)の水準が引き上げられているが、特に大きなインパクトがあるのが事業者結合に係る違反行為(いわゆる「ガンジャンピング」と呼ばれる届出義務の懈怠を含む)に対する過料の高額化である。執行当局も積極的にガンジャンピング行為の摘発を行っているものの<sup>8</sup>、現行法下の過料は 50 万元以下と低額であり(48 条)、必ずしも経済的な抑止力として機能していなかった側面がある。本改正案では、過料の上限が前年度の売上の 10%以下とされ(本改正案 58 条)、事業者の規模によっては相当高額な過料となることが懸念される(なお、ここでいう「売上」が単体の売上かグループベースの売上か、中国国内の売上のみか全世界売上を含むかについては言及がなく、施行後の運用が注視される。)。もともと、同じ条文に競争を排除・制限する効果のない違反行為については過料を 500 万元以下とする旨が規定されており、少なくとも中国市場に影響のない中国国外の M&A についてまで不相当に高額な過料が課されることにはならない模様である<sup>9</sup>。

### (2) 個人責任の拡大、調査拒否・妨害行為に対する過料

現行の独禁法では個人に対する処罰は調査拒否・妨害行為に対するもののみであるが(52 条)、本改正案では独占協定を行った事業者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者に対しても、100 万元以下の過料が課されることが明記された(本改正案 56 条)。また、執行当局による調査の拒絶・妨害行為に対しても、過料の上限が個人について 2 万元以下から 50 万元以下に、事業者について 20 万元以下から前年度売上の 1%以下又は 500 万元以下に、それぞれが大幅に引き上げられている(独禁法 52 条、本改正案 62 条)。

### (3) 処罰の加重規定

このほか、独禁法違反行為全般につき、特に情状が重い場合や重大な影響・結果を引き起こす場合には、所定の過料の 2 倍以上 5 倍以下の過料を課しうるとされている(本改正案 63 条)。また、独禁法違反行為が犯罪を構成する場合、刑事責任を追及することも明記された(本改正案 67 条)。中国の独禁法エンフォースメント強化の姿勢が如実に顕れた規定といえる。

以上

<sup>8</sup> 本年 11 月 20 日には、執行当局のウェブサイトインターネット事業者等の過去の未届出案件 43 件の処罰が一挙に公表された。<http://www.samr.gov.cn/fldj/tzgg/xzcf/index.html>

<sup>9</sup> この規定(本改正法案 58 条第 2 文)は 2020 年改正案の処罰規定にはなかったものであり、不相当に過料が高額化することを危惧した事業者らの懸念に配慮したものと推測される。

## IV. 2021 年 7 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2021 年 7 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Insight and Pointers on Recent Merger Control Trends in Japan for Foreign Investors  
2021 年 12 月（著：[金子 涼一](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Market Intelligence – Merger Control 2021 – Japan  
2021 年 12 月（著：[中野 雄介](#)、[バシリ ムシス](#)、[矢上 浄子](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Merger Remedies Guide – Fourth Edition (Japan chapter)  
2021 年 11 月（著：[バシリ ムシス](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[金子 涼一](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 公取委、第 219 回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について  
2021 年 11 月（著：[臼杵 善治](#)） 商事法務ポータル  
[こちら](#)から一部閲覧可能です。
- ◆ Introduction to Japanese Business Law & Practice(第 5 版)  
2021 年 11 月（著：[増田 健](#)、[古田 啓昌](#)、[渡邊 剛](#)、[江崎 滋恒](#)、[近藤 純一](#)、[今津 幸子](#)、[中野 雄介](#)、[中川 裕茂](#)、[山神 理](#)、[中村 慎二](#)、[原 悦子](#)、[栗田口 太郎](#)、[赤川 圭](#)、[行村 洋一郎](#)、[佐々木 慶](#)、[大槻 健介](#)、[飛岡 和明](#)、[臼杵 善治](#)、[佐橋 雄介](#)、[山内 真之](#)、[渡部 香菜子](#)、[田中 良](#)）
- ◆ Lexology Getting The Deal Through – Intellectual Property & Antitrust 2022 (Japan Chapter)  
2021 年 11 月（著：[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[村上 遼](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Merger Control Review, Twelfth Edition (Japan Chapter)  
2021 年 8 月（著：[中野 雄介](#)、[鈴木 剛志](#)、[矢上 浄子](#)、[中林 憲一](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Doing Business In... 2021 – Law & Practice  
2021 年 8 月（著：[沢崎 敦一](#)、[原 悦子](#)、[龍野 滋幹](#)、[清水 亘](#)、[下尾 裕](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ デジタルプラットフォームの法律問題と実務  
2021 年 8 月（著：[石田 健](#)）株式会社青林書院
- ◆ 改正フランチャイズガイドラインの概要と実務対応  
2021 年 7 月（著：[石田 健](#)、[西野 有紀](#)）株式会社中央経済社
- ◆ Getting the Deal Through – Pharmaceutical Antitrust 2021 (Japan Chapter)  
2021 年 7 月（著：[中野 雄介](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

#### 【お知らせ】

✂ 1月1日付で[石田 健 弁護士](#)が当事務所パートナーに就任いたしました

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 バシリ ムシス([vassili.moussis@amt-law.com](mailto:vassili.moussis@amt-law.com))  
弁護士 石田 健([takeshi.ishida@amt-law.com](mailto:takeshi.ishida@amt-law.com))  
弁護士 矢上 浄子([kiyoko.yagami@amt-law.com](mailto:kiyoko.yagami@amt-law.com))  
弁護士 西向 美由([miyu.nishimukai@amt-law.com](mailto:miyu.nishimukai@amt-law.com))  
弁護士 新藤 友理([yuri.shindo@amt-law.com](mailto:yuri.shindo@amt-law.com))  
弁護士 ドウマ 真一([shinichi.douma@amt-law.com](mailto:shinichi.douma@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

## ■ Key Members



**石田 英遠**

パートナー

[hideto.ishida@amt-law.com](mailto:hideto.ishida@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1019

Fax : 03-6775-2019



**江崎 滋恒**

パートナー

[shigeyoshi.ezaki@amt-law.com](mailto:shigeyoshi.ezaki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1040

Fax : 03-6775-2040



**中野 雄介**

パートナー

[yusuke.nakano@amt-law.com](mailto:yusuke.nakano@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1049

Fax : 03-6775-2049



**山田 篤**

パートナー

[atsushi.yamada@amt-law.com](mailto:atsushi.yamada@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1134

Fax : 03-6775-2134



**バシリ ムシス**

パートナー

[vassili.moussis@amt-law.com](mailto:vassili.moussis@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1393

Fax : 03-6775-2393



**原 悦子**

パートナー

[etsuko.hara@amt-law.com](mailto:etsuko.hara@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1088

Fax : 03-6775-2088



**鈴木 剛志**

パートナー

[takeshi.suzuki@amt-law.com](mailto:takeshi.suzuki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1288

Fax : 03-6775-2288



**臼杵 善治**

パートナー

[yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1168

Fax : 03-6775-2168



**矢上 浄子**

パートナー

[kiyoko.yagami@amt-law.com](mailto:kiyoko.yagami@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1185

Fax : 03-6775-2185



**石田 健**

パートナー

[takeshi.ishida@amt-law.com](mailto:takeshi.ishida@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1485

Fax : 03-6775-2485

**アンダーソン・毛利・友常 法律事務所**

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)